



改定前	改定後	新計画項	備考
<p>(8) 給水用機材 _____</p> <p>5 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換 _____ _____ に努めるものとする。</p> <p>第2 食糧、生活必需品等の供給体制の整備</p> <p>1 食糧の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>(1) 市の体制整備</p> <p>市は、茨城県地震被害想定（H30）等を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食糧等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施する <u>こととする</u> _____。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民及び地域、事業所等の備蓄 (略)</p> <p>(参考) 県の公的備蓄品</p>	<p>(8) 給水用機材、<u>給水タンク</u></p> <p>5 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換 <u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u> に努めるものとする。</p> <p>第2 食糧、生活必需品等の供給体制の整備</p> <p>1 食糧の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>(1) 市の体制整備</p> <p>市は、茨城県地震被害想定（H30）等を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食糧等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施する <u>とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民及び地域、事業所等の備蓄 (略)</p> <p>(参考) 県の公的備蓄品</p>	<p>3</p> <p>3</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>ア 食糧等</p> <p>パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等</p> <p>イ 生活必需品等</p> <p>毛布、ビニールシート、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー、マスク、消毒液_____等</p>	<p>ア 食糧等</p> <p>パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等</p> <p>イ 生活必需品等</p> <p>毛布、ビニールシート、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー、マスク、消毒液、<u>簡易ベッド</u>等</p>	4	<p>県地域防災計画の修正 (生活必需品目追加)</p>
<p>(参考) 県の流通在庫備蓄品</p> <p>ア 食糧等</p> <p>バックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席メン、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等</p> <p>イ 生活必需品等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具（毛布、段ボール製ベッド・シート・間仕切り等）</li> <li>・日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、_____ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、ガムテープ等）</li> <li>・衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等）</li> <li>・炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切り等）</li> <li>・食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）</li> <li>・光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等</li> <li>・その他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等）</li> </ul> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ウ 一般用医療品</p>	<p>(参考) 県の流通在庫備蓄品</p> <p>ア 食糧等</p> <p>バックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席メン、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等</p> <p>イ 生活必需品等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具（毛布、段ボール製ベッド・シート・間仕切り等）</li> <li>・日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、<u>授乳服、防犯ブザー</u>、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、ガムテープ等）</li> <li>・衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等）</li> <li>・炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切り等）</li> <li>・食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）</li> <li>・光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等</li> <li>・その他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等）</li> </ul> <p><u>なお、仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ 一般用医療品</p>		

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p><b>第3 応急給水・応急復旧体制の整備</b></p> <p><b>1 行動指針の作成</b></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所(同一図面の複数の場所への保管場所を含む。)、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。</li> <li>●県及び他の都道府県域から支援者、<b>厚生労働省</b>、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。</li> <li>●外部の支援者に期待する役割とその受入体制を定めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集結場所、駐車場所、居留場所</li> <li>・職員と支援者の役割分担と連絡手段</li> </ul> </li> <li>●住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底</li> <li>・地震規模に応じた断水時期の目処</li> <li>・住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法</li> </ul> </li> <li>●他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮命令系統の整った支援班の編成</li> <li>・自らの食事、宿泊用具、工事事資材の携行</li> </ul> </li> </ul> <p><b>第2節 要配慮者安全確保のための備え</b></p> <p><b>第2 在宅要配慮者の救援体制の確保</b></p> <p><b>1 避難行動要支援者の状況把握</b></p> <p>(略)</p> <p>市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当</p>	<p><b>第3 応急給水・応急復旧体制の整備</b></p> <p><b>1 行動指針の作成</b></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所(同一図面の複数の場所への保管場所を含む。)、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。</li> <li>●県及び他の都道府県域から支援者、<b>国土交通省</b>、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。</li> <li>●外部の支援者に期待する役割とその受入体制を定めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集結場所、駐車場所、居留場所</li> <li>・職員と支援者の役割分担と連絡手段</li> </ul> </li> <li>●住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底</li> <li>・地震規模に応じた断水時期の目処</li> <li>・住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法</li> </ul> </li> <li>●他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮命令系統の整った支援班の編成</li> <li>・自らの食事、宿泊用具、工事事資材の携行</li> </ul> </li> </ul> <p><b>第2節 要配慮者安全確保のための備え</b></p> <p><b>第2 在宅要配慮者の救援体制の確保</b></p> <p><b>1 避難行動要支援者の状況把握</b></p> <p>(略)</p> <p>市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当</p>	<p>5</p>	<p>県地域防災計画の修正 (水道行政の移管)</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>市は、被災者支援事業の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	8	防災基本計画の修正
<p>(略)</p> <p>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(略)</p> <p>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p><u>市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p>	9	防災基本計画の修正

改定前	改定後	新計画項	備考
<p><b>4 相互協力体制の整備</b></p> <p>市は、民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織等）、避難行動要支援者<u>を対象とする地域ケアシステムの住宅ケアチーム</u>やボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>5 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施</b></p> <p>市は、近隣住民（自主防災組織）、<u>地域ケアシステムの在宅ケアチーム</u>やボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。</p> <p><b>第3節 ボランティア活動のための備え</b></p> <p><b>第4 災害ボランティア団体との連携</b></p> <p>（略）</p> <p>また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）</u>を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボ</p>	<p><b>4 相互協力体制の整備</b></p> <p>市は、民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織等）、避難行動要支援者<u>毎の在宅医療を支援する関係者</u>やボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p> <p>（略）</p> <p><b>5 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施</b></p> <p>市は、近隣住民（自主防災組織）、<u>在宅療養者毎の支援チーム</u>やボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。</p> <p><b>第3節 ボランティア活動のための備え</b></p> <p><b>第4 災害ボランティア団体との連携</b></p> <p>（略）</p> <p>また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボ</p>	<p>1 1</p> <p>1 5</p>	<p>県地域防災計画の修正 （文言修正）</p> <p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>ランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>ランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</p> <p><u>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、社会福祉協議会と役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結するものとする。</u></p>	1 5	防災基本計画の修正
<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 被災者の把握等</b></p> <p>地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。</p> <hr/>	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 被災者の把握等</b></p> <p>地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。</p> <p><u>なお、市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局</u></p>	1 6	防災基本計画の修正

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>第1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握</p> <p>1 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成</p> <p>市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。</p> <p>また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>第2節 避難生活の確保、健康管理</p> <p>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</p>	<p><u>を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握</p> <p>1 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成</p> <p>市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。</p> <p>また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p><u>なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>第2節 避難生活の確保、健康管理</p> <p>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</p>	<p>1 6</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>市は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <hr/> <p><b>4 福祉避難所における支援</b></p> <p>(1) 福祉避難所の指定</p> <p>要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、必要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。</p> <p>その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <hr/> <p><b>第2 避難所等における生活環境の整備</b></p> <p><b>1 避難所等における生活環境の維持</b></p> <p>市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよ</p>	<p>市は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。<u>併せて、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れることとする。</u></p> <p><b>4 福祉避難所における支援</b></p> <p>(1) 福祉避難所の指定</p> <p>要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、必要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。</p> <p>その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p><u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><b>第2 避難所等における生活環境の整備</b></p> <p><b>1 避難所等における生活環境の維持</b></p> <p>市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよ</p>	<p>1 9</p> <p>2 2</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>う努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために_____</p> <p>_____必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理<u>を行うとともに</u>、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。_____</p> <p>_____また、必要に応じ、_____</p> <p>_____避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努める_____</p> <p>_____ものとする。</p> <p>避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、_____</p> <p>_____扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策などを講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>う努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u>、必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理_____、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。<u>仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレを設置するよう努める。</u>_____また、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努める<u>とともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める</u>ものとする。</p> <p>避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施</u>、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策などを講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p><u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の</u></p>	<p>2 2</p> <p>2 3</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>_____</p> <p>2 避難所の感染症対策 (略)</p> <p>市は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><b>第3節 ボランティア活動の支援</b></p> <p>第2 ボランティア受入れ窓口との連携・協力</p> <p>3 活動拠点の提供</p> <p>市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>_____</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>_____</u></p>	<p><u>補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 避難所の感染症対策 (略)</p> <p>市は、指定避難所における<u>_____</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><b>第3節 ボランティア活動の支援</b></p> <p>第2 ボランティア受入れ窓口との連携・協力</p> <p>3 活動拠点の提供</p> <p>市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況や</u></p>	<p></p> <p>2 4</p> <p>2 6</p>	<p></p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>_____情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>_____するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達</p> <p>第3 被災者への情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者_____等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>第8節 要配慮者安全確保対策計画</p> <p>第3 在宅の要配慮者に対する安全確保対策</p> <p>1 安否確認、救助活動</p> <p>(略)</p> <p>特に、市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別_____計画に基づく適切な避難支援を実施する。</p> <p>5 保健・医療・福祉巡回サービス</p> <p>市は、医師、薬剤師、民生委員、ホームヘルパー、保健師</p>	<p><u>ボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達</p> <p>第3 被災者への情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者、<u>車中泊避難</u>等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>第8節 要配慮者安全確保対策計画</p> <p>第3 在宅の要配慮者に対する安全確保対策</p> <p>1 安否確認、救助活動</p> <p>(略)</p> <p>特に、市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別<u>避難</u>計画に基づく適切な避難支援を実施する。</p> <p>5 保健・医療・福祉巡回サービス</p> <p>市は、医師、薬剤師、民生委員、ホームヘルパー、保健師</p>	<p>28</p> <p>40</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>県地域防災計画の修正 (文言修正)</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>など地域ケアシステムの在宅ケアチーム等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。</p> <p><b>第 11 節 愛玩動物の保護対策</b></p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護_____の観点から、_____</p> <p>_____ 県等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。</p> <p><b>第 1 避難所における動物の適正飼養に係る措置</b></p> <p>市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう _____</p> <p>_____</p> <p>_____ 配慮するとともに、避難所における動物の適正飼養に係る措置をとる。 _____</p> <p><b>第 2 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護</b></p> <p>市は、県と連携し住民避難の際に被災地に残された愛玩動</p>	<p>など在宅療養の支援者_____等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。</p> <p><b>第 11 節 愛玩動物の保護対策</b></p> <p>災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護及び被災者支援等の観点から、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとし、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。</p> <p><b>第 1 避難所における動物の適正飼養に係る措置</b></p> <p>市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講じるものとする。_____とともに、避難所における動物の適正飼養に係る措置をとる。また、その受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p><b>第 2 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護</b></p> <p>市は、県と連携し被災した飼養動物の保護収容、危険動物</p>	<p>4 5</p> <p>4 5</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考	
<p><u>物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。</u></p> <p><b>第3章 災害復旧・復興対策計画</b>  <b>第1節 被災者の生活の安定化</b>  <b>第1 義援金の募集及び配分</b>  <b>2 委員会の設置</b>            (2) 委員会の構成            キ 株式会社_____茨城放送</p> <p><b>第3 茨城県災害見舞金の支給</b>            (略)</p> <table border="1" data-bbox="114 863 907 1283"> <tr> <td data-bbox="114 863 226 1283">対象災害</td> <td data-bbox="226 863 907 1283">           県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの            (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害            (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害             ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。            (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者            (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊_____による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者            (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者         </td> </tr> </table>	対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害  ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊_____による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者		
対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害  ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊_____による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者			
<p><u>の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、飼い主不明飼養動物の飼い主の発見等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><b>第3章 災害復旧・復興対策計画</b>  <b>第1節 被災者の生活の安定化</b>  <b>第1 義援金の募集及び配分</b>  <b>2 委員会の設置</b>            (2) 委員会の構成            キ 株式会社 <u>LuckyFM</u> 茨城放送</p> <p><b>第3 茨城県災害見舞金の支給</b>            (略)</p> <table border="1" data-bbox="938 863 1731 1283"> <tr> <td data-bbox="938 863 1050 1283">対象災害</td> <td data-bbox="1050 863 1731 1283">           県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの            (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害            (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害             ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。            (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者            (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊・<u>中規模半壊</u>による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者            (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者         </td> </tr> </table>	対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害  ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊・ <u>中規模半壊</u> による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者	<p>4 6</p> <p>4 9</p>	<p>県地域防災計画の修正            (事業者名変更)</p> <p>県地域防災計画の修正            (被災者生活再建支援法との整合)</p>
対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害  ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊・ <u>中規模半壊</u> による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者			





改定前	改定後	新計画項	備考																																																																																																											
<p>第12 被災者生活再建支援法の適用</p> <p>1 被害状況の把握及び被災世帯の認定</p> <p>(1) 被災世帯の認定</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 支援金の支給額</p> <p>(1) 複数世帯の場合</p> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 壊</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">解体</td> <td rowspan="2">賃借</td> <td rowspan="2">100</td> <td rowspan="2">50</td> <td rowspan="2">150</td> </tr> <tr> <td>(1-1)-イ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長期避難</td> <td rowspan="2">(1-1)-ウ)</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大規模半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1-1)-エ)</td> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 単数世帯の場合</p>	区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計	全 壊	建設・購入	100	200	300	補修	100	100	200	解体	賃借	100	50	150	(1-1)-イ)	長期避難	(1-1)-ウ)					大規模半壊	建設・購入	50	200	250	補修	50	100	150	(1-1)-エ)	賃借	50	50	100	_____		—	—	_____			—	—	_____			—	—	<p>第12 被災者生活再建支援法の適用</p> <p>1 被害状況の把握及び被災世帯の認定</p> <p>(1) 被災世帯の認定</p> <p><u>オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。(イ、ウ及びエに掲げる世帯を除く。)</u></p> <p>4 支援金の支給額</p> <p>(1) 複数世帯の場合</p> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 壊</td> <td>建設・購入</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">解体</td> <td rowspan="2">賃借</td> <td rowspan="2">100</td> <td rowspan="2">50</td> <td rowspan="2">150</td> </tr> <tr> <td>(1-1)-イ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長期避難</td> <td rowspan="2">(1-1)-ウ)</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大規模半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1-1)-エ)</td> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td><u>建設・購入</u></td> <td></td> <td><u>100</u></td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>中規模半壊</u></td> <td><u>補修</u></td> <td></td> <td><u>50</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td><u>(1-1)-オ)</u></td> <td></td> <td><u>25</u></td> <td><u>25</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 単数世帯の場合</p>	区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計	全 壊	建設・購入	100	200	300	補修	100	100	200	解体	賃借	100	50	150	(1-1)-イ)	長期避難	(1-1)-ウ)					大規模半壊	建設・購入	50	200	250	補修	50	100	150	(1-1)-エ)	賃借	50	50	100	<u>建設・購入</u>		<u>100</u>	<u>100</u>	<u>中規模半壊</u>	<u>補修</u>		<u>50</u>	<u>50</u>	<u>(1-1)-オ)</u>		<u>25</u>	<u>25</u>	<p>5 7</p> <p>5 8</p>	<p>県地域防災計画の修正 (被災者生活再建支援法との整合)</p> <p>県地域防災計画の修正 (中規模半壊世帯の追加)</p>
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計																																																																																																										
全 壊	建設・購入	100	200	300																																																																																																										
	補修	100	100	200																																																																																																										
解体	賃借	100	50	150																																																																																																										
					(1-1)-イ)																																																																																																									
長期避難	(1-1)-ウ)																																																																																																													
大規模半壊	建設・購入	50	200	250																																																																																																										
	補修	50	100	150																																																																																																										
(1-1)-エ)	賃借	50	50	100																																																																																																										
	_____		—	—																																																																																																										
_____			—	—																																																																																																										
_____			—	—																																																																																																										
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計																																																																																																										
全 壊	建設・購入	100	200	300																																																																																																										
	補修	100	100	200																																																																																																										
解体	賃借	100	50	150																																																																																																										
					(1-1)-イ)																																																																																																									
長期避難	(1-1)-ウ)																																																																																																													
大規模半壊	建設・購入	50	200	250																																																																																																										
	補修	50	100	150																																																																																																										
(1-1)-エ)	賃借	50	50	100																																																																																																										
	<u>建設・購入</u>		<u>100</u>	<u>100</u>																																																																																																										
<u>中規模半壊</u>	<u>補修</u>		<u>50</u>	<u>50</u>																																																																																																										
	<u>(1-1)-オ)</u>		<u>25</u>	<u>25</u>																																																																																																										

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

<u>改定前</u>					<u>改定後</u>					新計画項	備考
(単位：万円)					(単位：万円)						
区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計	区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計		
全 壊	建設・購入	75	150	225	全 壊	建設・購入	75	150	225		
(1-(1)-ア)	補修	75	75	150	(1-(1)-ア)	補修	75	75	150		
解 体					解 体						
(1-(1)-イ)	賃借	75	37.5	112.5	(1-(1)-イ)	賃借	75	37.5	112.5		
長期避難					長期避難						
(1-(1)-ウ)					(1-(1)-ウ)						
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5	大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5		
(1-(1)-エ)	補修	37.5	75	112.5	(1-(1)-エ)	補修	37.5	75	112.5		
	賃借	37.5	37.5	75	(1-(1)-エ)	賃借	37.5	37.5	75		
	_____		—	—	中規模半壊	<u>建設・購入</u>		<u>75</u>	<u>75</u>		
	_____		—	—	(1-(1)-オ)	<u>補修</u>		<u>37.5</u>	<u>37.5</u>		
	_____		—	—		<u>賃借</u>		<u>18.75</u>	<u>18.75</u>		
<p>第 13 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給</p> <p>1 被害状況の把握及び被災世帯の認定</p> <p>(1) 被災世帯の認定</p> <p>補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>エ</u> 当該自然災害により住家が半壊した世帯。<u>(②及び③)</u></p>					<p>第 13 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給</p> <p>1 被害状況の把握及び被災世帯の認定</p> <p>(1) 被災世帯の認定</p> <p>補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。</p> <p>(略)</p> <p><u>エ</u> 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。(イ及びウに掲げる世帯を除く。)</p> <p><u>オ</u> 当該自然災害により住家が半壊した世帯。(イ、ウ及び</p>					5 9	<p>県地域防災計画の修正 (被災者生活再建支援法との整合)</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

<u>改定前</u>					<u>改定後</u>					新計画項	備考
__に掲げる世帯を除く。）					__に掲げる世帯を除く。）						
<b>4 支援金の支給額</b>					<b>4 支援金の支給額</b>						
(1) 複数世帯の場合					(1) 複数世帯の場合						
(単位：万円)					(単位：万円)						
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計		
全壊 解体	建設・購入	100	200	300	全壊 解体	建設・購入	100	200	300		
	補修	100	100	200		補修	100	100	200		
	賃貸	100	50	150		賃貸	100	50	150		
大規模 半壊	建設・購入	50	200	250	大規模 半壊	建設・購入	50	200	250		
	補修	50	100	150		補修	50	100	150		
	賃貸	50	50	100		賃貸	50	50	100		
<u>        </u>	<u>        </u>	<u>        </u>	<u>        </u>	<u>        </u>	<u>中規模</u>	<u>建設・購入</u>	<u>        </u>	<u>100</u>	<u>100</u>	60	県地域防災計画の修正 (中規模半壊世帯の 追加)
<u>        </u>	<u>        </u>	<u>        </u>	<u>        </u>	<u>        </u>	<u>補修</u>	<u>        </u>	<u>50</u>	<u>50</u>			
<u>        </u>	<u>        </u>	<u>        </u>	<u>        </u>	<u>        </u>	<u>賃貸</u>	<u>        </u>	<u>25</u>	<u>25</u>			
半壊		<u>25</u>		<u>25</u>	半壊		<u>20</u>		<u>20</u>		
(2) 単数世帯の場合					(2) 単数世帯の場合						
(単位：万円)					(単位：万円)						
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計		
全壊 解体	建設・購入	75	150	225	全壊 解体	建設・購入	75	150	225		
	補修	75	75	187.5		補修	75	75	187.5		
	賃貸	75	37.5	112.5		賃貸	75	37.5	112.5		
大規模 半壊	建設・購入	37.5	150	187.5	大規模 半壊	建設・購入	37.5	150	187.5		
	補修	37.5	75	112.5		補修	37.5	75	112.5		
	賃貸	37.5	37.5	75		賃貸	37.5	37.5	75		

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前					改定後					新計画項	備考
										6 1	県地域防災計画の修正 （中規模半壊世帯の 追加
					建設・購入		75	75			
					補修		37.5	37.5			
					賃貸		18.75	18.75			
半壊			18.75		半壊		15	15			